

第 35 回 道州制特区提案検討委員会 会議録

日 時： 平成 22 年 3 月 26 日(金) 13:30～16:00

場 所： KKR ホテル札幌 2 階 孔雀

出席者：

(委 員) 井上会長、五十嵐委員、竹田委員、河西委員、宮田委員、湯浅委員

(事務局) 総合政策部地域主権局 山本局長、出町局次長、本間参事、渡辺参事

(山本地域主権局長)

定刻となりましたので、それでは第 35 回の道州制特区提案検討委員会を開催したいと思います。

会議に先立ち一言ご報告を申し上げます。昨年 7 月に国に行いました第 4 回のこの委員会の提案に対する国の対応方針が、本日の朝に開催された閣議で正式に決定されました。詳細については後程担当の参事からご報告させますが、この 4 回目の提案にあたりましては、委員の皆様におかれてはいろいろご議論いただきましてありがとうございました。またさらに次回の答申に向けてさらなるご審議のほどをよろしくお願ひしたいと思います。それでは井上会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

(井上会長)

しばらくぶりの開催ということになりますけれども、みなさん方年度末のお忙しいところを時間を割いてご出席賜りありがとうございます。

従前同様に 2 時間足らずの会議になるかと思っておりますけれども、自由で闊達なご議論をいただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

これからお手元の議事次第に沿って審議を進めてまいりたいと思います。(1)「第 4 回提案に係わる国の対応等について」ということから始めたいと思います。

今、局長のほうから話がありましたように、今朝の閣議で決定をされたということでございますので、その点をふまえながら事務局のほうから説明をいただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

(渡辺地域主権局参事)

それでは説明をさせていただきます。

資料の 1 というのをご覧いただきたいと思ひます。

これは、これまで道州制特区推進法に基づいて国に提案してきたものの一覧でございます。4 回に亘って 26 項目について提案を行ってきたということです。

このうちの第4回提案、一番下にありますけれども、この5項目に関して今朝閣議決定がなされたということでございます。今朝決定されたということで追加資料、「資料1（追加）」と書いたものを用意したところでございます。これが今日閣議にかけられた資料ということでございます。

1枚目が「総括表」ということでございます。ナンバーのところに○とか△とかが書いてあります。これは、表の上にありますように○というのは、道州制特区の基本方針の変更を行う、△は、検討を継続する、結論は出せないというものでございます。

この○の意味合いとしては、国として道の提案を受けて何らかの対応を行うということとございまして、100%道の提案を認めたということとは必ずしも一致しませんので、その辺をご承知おきいただきたいと思います。

2枚目以降に詳しく内容が記載されていますので、それに沿って説明をさせていただきます。

まず2ページの1になりますけれども、「条例による法令の上書き権の創設」ということの提案でございます。

提案の内容といたしましては、地方公共団体の事務に関する法令上の基準については、原則として条例で書き換えることができるようにその根拠規定を地方自治法のほうに置いてほしいという提案でございました。

これに対しましては、国からは地方分権推進計画に基づいて義務付け・枠付けの見直しをやって、そういうかたちで条例制定権の拡大に取り組んでいくという主旨の答えでございます。

要は、地方自治法に根拠規定を置くというのは難しいので、個別法令の機密密度を緩めるというかたちで条例制定の拡大に努めていきたいというのが国の対応ということでございます。

次に2つ目ですが、「国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示」ということでございます。

これは、北海道が道州制特区法に基づいて出先機関等の移譲という提案をするにあたって、実際にその出先機関に予算がどのくらいあって、人員がどのくらいいるのかという状況を事前に把握した上で提案を検討していけるように国に情報開示を義務付けるということの提案でございます。

これに対しましては、道州制特区法の中に、26条にありますけれども、道州制推進本部というのがありまして、これは内閣総理大臣が本部長ということでございます。この26条の中に、「道州制推進本部は、国の行政機関に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他協力を依頼することができる」という条文があつて、この条文を道の申し出、こういう情報が欲しいということを受けてこの条文を使って各省庁に対して情報の開示を求めていくということで、この26条を積極的に活用していきますという答えでございます。

次に3番目ですけれども、「郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大」という提案

でございます。

これは、今、自治体の事務に関して一部郵便局に委託といいますか、取り扱いをしてもらえるものがあるのですけれども、これは「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」という法律がありまして、この法律で郵便局が取扱いができる事務というものが列挙されております。この道の提案は、この法律で列挙されているものを条例で列挙できるようにしてもらって地方の判断で郵便局のほうに取り扱いを任せる事務というのを条例で決められるようにしていただきたいという提案でございました。

これに対しましては、道としては市町村の提案にあたって市町村の要望を集めてアンケートを取って、それをもとに具体的な事務としてその法律には明示されていない固定資産評価証明書ですとか課税証明書などの発行事務などをやらせてほしいという提案をしたのですけれども、国としては、全て法律の解釈上今でも郵便局に取り扱わせることは可能だということで、その可能であるという旨を文書で通知するということになりました。

今郵政改革の基本方針というものが、去年から郵政改革がいろいろもめているといいますか、めぐっていろいろありますけれども、その中で郵便局については地域の郵便局のネットワークを地域のワンストップ行政の拠点として活用するといったことを今後検討していきたいということでございます。

次に4つ目ですけれども、「過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置」という提案でございます。これは、病院の一部のベットを地域の診療所に開放して、病院のお医者さんと診療所のお医者さんが共同で1人の患者さんの診療や治療を行うという「開放病床」という取り組みがあるのです。そういった取り組みが過疎地において積極的に取り組んでいかれるように医師の標準数の取扱いに関する特例を講じることでその開放病床の取り組みに対してのインセンティブとか、そういうのを見つけていきたいということで、標準数の取扱いの特例を講じてほしいという提案でございました。

これに対しましては、国としては医師の配置基準というのは医療サービスの質に直結し、国民生活に重大な影響を及ぼすので全国统一基準が必要であるということで、その標準数を地域のほうに委ねるといのは基本的には困難だということでございます。

ただ過疎地に関しては、特に医師の確保が困難な病院に関しましては、医療法施行規則第50条で人員配置の基準の緩和に関する特例がありまして、そちらのほうを活用して対応したいということでございます。

次に5番目になりますけれども、「健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設」という提案でございました。これは、今、国で「特定保健用食品」という仕組みで、医薬品以外にも食料品の中でもそういう表示ができるような食品というものが法律であるのです。道内が主産地である農水産物を原料とする健康食品に関して北海道が独自に表示基準を決めて表示できるようにさせてほしいというのが提案の内容でございました。

これにつきましては、昨年来その特定保健用食品に関してはいろいろ問題が発生しまして、国のほう、特に消費者庁の中で特定保健用食品制度そのものの仕組みについて論点整

理を行っていて、今後どうしていこうかと検討していくという状況になっている中で、道の提案に対して今すぐ答えを出すことはできないということで継続検討という扱いになりました。

その際、もし北海道にこの内容が認められた場合はどのような審査体制で表示ですとかそういうものやっていくのかということも検討しておくようにという宿題もあわせて出されているところでございます。

一番下になりますけれども、これは第4回提案ではなくて、第3回提案として平成20年10月に出したものです。この中に「維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止」という提案があります。その提案に対する答えとしては、継続検討という答えが返ってきていたのですけれども、今回維持管理に係る負担金制度を全国的に廃止することになったということで、継続検討だったものを、既に法案を提出して22年から維持管理の負担金に関しては廃止するというので、提案に対する対応を変えてきたという、法についての通知が合わせてありました。

最後に「道州制特区の推進に関する意見書」というのをつけてございます。これは、道州制推進本部という中で国の対応方針を決定するのですけれども、そのの参与というかたちで北海道知事と岡山県の知事が入っています。今回、一応国の答えを受けて、特に法令の義務付け・枠付け等の見直しのところ、条例制定権の拡大の部分ですけれども、ここについて要は個別法の機密密度を引き下げようなかたちで対応するということですので、その辺は今まで以上にやっていただきたいということで意見書というのを outs させていたでいております。

それと合わせて2点ご報告になります。資料2というのを添付しています。これは衆議院の総務委員会で道州制特区法に関して質疑がございました。それに対して原口国務大臣が答弁をしている部分を付けさせていただいております。

質問は、北海道の公明党の稲津先生がされているのですけれども、特区法の5回目の提案というのが新しい年度になって出てくるということを前提に今後もしっかりこの提案を受けていくべきではないかという質問に対して原口大臣のほうからは、国としては、北海道から提案を受けて移譲する事務事業を追加していくという基本的なスタンスに立っているということでございまして、今まで通り北海道からの提案については受けていくということを表明されたということでございます。

説明は、以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今事務局から資料に基づきまして第4次提案に関わる国からの対応方針というようなかたちで説明がありました。

あとひとつは、資料の2に基づきまして衆議院総務委員会の議事録(抄)というような

かたちで、この道州制特区推進に関わる、特にこの委員会の位置付けというようなものについて説明がありました。

両方等について、ひょっとしたら新しく委員に就任された先生方におかれては少しわかりにくいところがあったかもしれません。これから多少時間をいただいて全員で今の事務局の説明、特に第4次提案に関わる国からの対応ということについてご意見等々をいただければというふうに思います。あるいは質問というようなかたちでも結構ですので、ご意見・ご質問をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

では先生方からご意見、あるいはご質問をいただく前に少し私のほうから質問したいのですが、私の手元に3月17日付地元紙の朝刊のコピーがあるのです。「道の5要望ゼロ回答」というような見出しになっておりました。

実は、私はインターネットで見ているとそのようなことの回答があったということは、ある予定だということでパッと出ました。

それで、小さな記事で出ているから後ろのほうの地方版を持ってこいと言いましたら、いや先生、出ていませんというふうに言っていたら、なんと朝刊の一面に大きく出ていたというようなことであつたのであります。

非常にこのようなかたちで評価は、当然私どもと違って、あるいは私たちの中でそれぞれ違うし、同様にメディアの方々、あるいは一般の道民の方々の意見が異なるというのはいいことなのです。

何よりも大事なことというのは道州制、あるいは道州制特区についてまだまだ道民のみなさん方の情熱というのを感知する必要があるという意味ではこうやって取り上げていただくことに感謝をするというふうに思うところは正直なところです。

それで私の質問は、その記事に関わる部分で、これはインターネットには出ていなかったのだけれども記事にはあるのです。みなさんのところにはないですね。

それで「内閣府の担当者は道の提案は国から地方への事務・事業移譲を促進するという制度の性格にそぐわない部分が多かった」ということ。それから地元選出の国会議員の先生、首相補佐官ですが、「道州制を導入しようとする全国の地域で適用できる提案をしてほしかった」となっているのです。こここのところの真意というのは、何か別なかたちで事務局はとらえられておられますか。

(渡辺地域主権局参事)

真意というのは、ちょっとわかりませんが、一応建前上といえますか、道州制特区法は、基本的には権限の事務・事業の移譲というのを、提案としては、法的には想定しているということなのです。

私どもは今まで広く道民提案をもとに、要はそういうことが基本であるとはしつつも、やはり道民の皆様に道州制というのはこのような良さがあるとか、北海道にとってこんな

良いことがあるのだというのを実感してもらえらるような、そういうところを一生懸命探って今までも提案してきています。そういった意味でいくと権限移譲ではなくて規制緩和的なものとか、そういうものが4回目には入っているの、そういうところを国のほうはおっしゃられているのかとは思いますが。法律では、私どもはそれは禁じるということではないというふうに考えています。

(井上会長)

先生方にもご意見をいただきますから用意しておいてください。

私は、この記事が事実だとすると、甚だ唯しきかたちなのではないかというふうに実は思っていて、最初はかなりこの記事を見て怒り狂ったわけです。

というのは、たとえばどこを特定されているのかわからないけれども、一番最初に出てくる「条例による法令の上書き権云々」のところもあるし、その下の「国の出先機関等々」というのは、たとえば今申し上げた後段の部分でいえば、これは北見の水道事故に関わる問題で私どもは道州制特区の提案として一番最初にあげた。この部分というのは、ある程度提案通り認められたということ。

しかし実は、これに関わって国から下りてきたお金というのが、私の記憶では年間 73 万円か 74 万円だったと思うのです。

要するに、かたちとしての権限はやるけれども実際には動けないようにするというようなことがあったので、実はどのくらいのお金がかかっているのかということがあればもう少し具体的に何をどうするかたちで提案できたということの反省があるわけです。そこのところが二度と起こらないようにというようなことであったと思うのです。

たとえば毎回議論してくるのは、地方空港の一元管理の問題なのです。これも、言えばデータは出すはずだというふうにいわれるけれども、何回も何回もここでやるけれども、わけのわからない細かいデータはあるのだけれども、ひとつひとつの空港の採算というものが全く見えないようなかたちになっている。こういったところをふまえると道州制特区の提案というものになるためには情報開示とか、あるいは予算の中身というのをきちんと開示していただかないと、我われは進め進めといわれるけれども進みようがないじゃないかというところから出てきたのだと思うのです。

そのようにふまえると、この記事の中身というのは、私どもは確認のしようがないのですが、性格にそぐわないといわれても、これはちょっと違うのではないかと。

条例による法令でわかってやっとながら政権の運営等々に関わるのであまり糾弾するというようなかたちはしたくないけれども、やはり新政権が地域主権ということをしていくということで道州制、あるいは道州制特区提案というのはかなり前向きに進むだろうというふうに期待していた、政権が充実するだろうというふうに期待していた部分があるのですが、しかしそういう意味でこれは新政権の道州制地方分権に対する試金石になるということで私どもはこの半年の間じっと固唾を呑んで待っていた。

結局、「出してくるのはこんな話ではないぞ」というふうにいわれてしまうと、結局本当に衆議院の総務委員会の発言もあったけれども、本当にどこまで具体的にやってくれるのかということがなかなか疑心暗鬼になってしまう。だから、形の上ではやりますよというふうに語って、本当にどうやってくれるのかというのがはっきりしないというのがあるので、何か機会があれば知事会などを通じて、知事に然るべきことを言っていただければというふうには思うのです。

先生方の考えをまとめられる際に、いつか時間をつくっていただいて話していただけだと思います。

(河西委員)

今回、郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大の提案項目に関して総務省からの回答を拝見させていただきました。

基本的には、現行制度の中でできることなのですが、地方の状況を見てみると、確かに現行制度でできる部分があるのだけれども、こうした行政事務やなにかを郵便局に任せるといような実態というのがあまりないようにお見受けします。

したがって確かにこのような回答があったけれども、今後住民の利便性、過疎地域での行政事業の利便性を考えると、郵便局がそれぞれの過疎地域においてこうした行政事務の代行ができるようにある程度政策的に過疎地を網羅すべきだというふうに考えております。

そこで、なぜこうした現行制度で対応が可能であるにも関わらず、基礎自治体も行政事務を郵便局や何かに委託できないような状況があるのか。もしおわかりでしたら教えていただきたいというのが1点あります。

(井上会長)

ありがとうございます。

(渡辺地域主権局参事)

実は、結構出してはいるのです。今現在郵便局に事務の取り扱いを任せているのは23市町村でございます。

今回出したときも市町村にアンケートを取って、今法律ではっきり明示されているもの以外にも任せたいというものがありますかということで、それをもとに国に提案したということでございます。

それで進んでいるか、進んでいないかというところの評価というのは難しいのですが、1件いくらかという手数料がかかるものですから、市町村にしてみると郵便局に任せると、役場だけでやっているよりは、経費としては余分にかかるということもあって、その辺のバランスの中で任せるのか任せないのかというのがあるのかと思います。

それと、よく市町村合併で統合して、元々役場があったようなところだと役場の人数が

少なくなって縮小化していつている。それを引き上げるようなときには郵便局のほうにそういう事業を任せている。そういうことというのはこれから出てくるのかもしれないと思っております。

それで、今国のほうの回答もありましたけれども、今後の検討なのでしょうけれども、パスポートの事務を郵便局に任せてはどうかとか、国民年金の事務を任せたらどうかとかいろいろあります。これからそういう議論をやっていく中で市町村側にとってメリットがあることが示されれば、きっと市町村にとっても事務を任せていくということになるのだろうかというふうに思います。

答えになっているかどうかわかりませんが以上です。

(河西委員)

どうもありがとうございました。

その経費の部分というのは結構大きいと、そうすると、たとえば経費の部分を上乗せして、何らかの証明書の発行などをすると、逆に住民の利便性を損なうことも出てくるかもしれないということですね。

(渡辺地域主権局参事)

1枚申請すると、その市町村にしてみると140円かかるのです。

(河西委員)

わかりました。ありがとうございました。

(井上会長)

今の件は、ここにも書いてありますけれども、昨年10月20日閣議決定の郵政改革の基本方針ということで、今日の朝の閣議で結論が出たような出ないようなかたちで終わったようですけれども、その郵政改革、また逆の方向に戻りつつあるという中でこういったワンストップサービスというのを地域の利便性を考えながらやっていくこともあるのかもしれないというふうに思います。

実は、新しく就任された先生方は、先程の新聞のゼロ回答というのは未だに引っかかっているのですが、それでもここでやっている、議論してきていることというのはかなり国の施策の中に反映されている。最近の例でいえば、これは法律的にどういうふうになるかわからないけれども、要するに介護老人の、喉に詰まった痰の吸引というのも実はこの場でかなり時間を割いて議論をしたのです。そのときに私たちは、介護療法士でしたか、理学療法士というようなかたちでやっていたのです。これを上げるか上げないかというようなところで最終的な結論を出す前に、専門家で医師・看護師会の人たちのご意見を賜りながら進めたのです。これは結論を出せないまま宙に浮いた。しかし国のほうは、先にやる

ぞというふうに出てきたりする部分もある。

またここで非常にいろいろな方からたたかれたプラチナウィークというのがあって、秋の休みを一括して、ひとかたまりにして1週間休めるようにしようというのも、これは賛否両論出てきて決着がつかない。

そのうちに今度は、国のほうでゴールデンウィークに対してシルバーウィークでしたか、そのような案というのは多々出てきているわけです。それは住民のみなさん方が生活の基盤に立った上で出されてきているので、かなり具体的に良い案、そしてこの委員会で審議している間にも国が良い所取りではないですが、さっさと実現していくというようなことがある。そういう意味で道民のみなさん方の意見をこれから大事にしてやっていきたいというのはあるのです。

その他、湯浅委員お願いいたします。

(湯浅委員)

今のお話を聞きながら感じているのですけれども、私もその新聞の記事を読んだときにはガックリきました。なんてさみしいことが書いてあるのだろうと思っていました。

ただ、私もこの道州制の道民会議のときに参加させてもらったので、逆にこの道州制の意味というところをみんなで話し合った時間を大切に思っています。

今回2回目で、この委員会に参加させてもらってつくづく思うのですが、結局新聞にゼロ回答だとか、要するに成果のある規制、特区になっていないというような、ちょっと否定的な言葉が載ってしまう。それは一方の専門的なところから見ればそうなのかもしれないけれども、道州制の一番基本は、この北海道に住んでいる一人ひとりが幸せになるために、この特区提案をどう自分たちの暮らしの中に活かしていけるのかということを道民自ら考え、地元の人たちの声から上がってきた時が本物になっていくのだろうという期待を込めて始まったと思うのです。

それがなかなかまだ普及はされていないかもしれないけれども、長い時間をかけて提案したことの一部でも、今お話を聞いていて、何らかの回答がきたり、そういう動きが変わったということをも、もし新聞やテレビで否定的な言葉が載ったときに、「いや、でもこの数年でこれだけみんなで努力して、これだけの動きが、私たちの暮らしの中でこれだけ変わっていくきっかけになりました」というようなこちらからのお知らせといいますか、どんどん宣伝していいのではないかと思います。そうでないと道民一人ひとりのところには届かないですね。

だから今のお話にしても、それを私たちの普段の生活の中のどこの部分にあたるのかというのを、わずかな10円、20円のことでもいいので、それを変えることがどんなに大変かということをしっかり伝えれば道州制の意味がわかっていくというふうに感じていました。

私もその記事を読んだときにはあまりにも悲しかったので、逆にどうしたらいいのだら

うというふうに思っていたものですから、今意見をいわせてもらいました。

(井上会長)

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

宮田委員、お願いいたします。

(宮田委員)

前回の1期の委員から私だけ残留しまして、あまり発言しないようにしようと思っていたのですが、ちょっとよい機会なので、この4回目までの答申というのを、みんなが本当によく2年半ぐらい議論をしたのです。

結構議論している内容は、僕はよかったなと思っていて、今会長もおっしゃいましたが、国のほうがあとでいろいろイチャモンをつけながら、でも自分たちでやっていますというようなことをいっているような感じですので、早くどんどん答申を上げていく必要があるのかなと思います。

それと、今までいろいろな案をいただきましたけれども、だんだん案が減ってきているでしょう。それで今委員からお話があった通りなのですけれども、もっとみんなに知らしめて、私も本当にゼロではないと思います。あれを私も見ましたけれども、どうしてゼロなのか。うちでやっているほうが、いっていることも早くやっていて、国がついてきたというふうに私は思っていたわけなのです。それはとらえようなので、そういった意見もどこかでちゃんと広く道民のみなさんにお知らせする必要があります。

だんだん、1次のほうの委員会が終わったときの申し送り、2次の会議では、もちろん道民のみなさんから寄せられる意見もあるけれども、さらにいろいろなアイデアを出すようなことも委員会では是非やっていきたいという中では、これから道民のみなさんの意見ももちろんどんどん速度を上げていくのと、戦略的な道州特区のあり様についてダイナミックな視点から、道民会議にいらっしゃった経験のある委員の方もいらっしゃいますし、会長・副会長にはそのまま残留していただいて、元々そういったところでの戦略もお持ちなので、もう少し、今求められているのは北海道の経済の活性化とか雇用の創出にもつながり、そして地域主権という中で私たちが自分たちで考えて行動するような地域をつくることなのであって、そのような戦略的なものも盛り込んで、この委員会はあと1年半ぐらいですか、その間の時間はそのようにいけるように是非がんばりましょう、ということがありました。

(井上会長)

これで最初のほうの特段のご意見がなければ提案に係る国の対応等についてというのは締め切りにしておきたいと思います。

事務局のほうからこれに関して、最後のところに説明がありました第3次提案というところ、積み残しの部分だったのですが、これは「国直轄事業負担金制度の廃止」というのは、これも地元の新聞に大きく取り上げて書いていただいたと思うのですが、去年あたり関西のある知事が毎日のようにテレビでこれをいわれたけれども、それに先立つ半年以上前に私どもは提案として国に上げていたことで、今宮田委員、他からもありましたように、私どもは道民の目線に立ちながらどうやって地域を活性化していくかという観点から、今もありましたけれども、具体的な視点を持って実際に「特区提案」というようなことをかたちにしたのが、モデル事業としたのがコミュニティハウスの創設制度ということで第3回提案に含まれていたものですが、こういうことの実験を釧路のほうでやったりしてきたということもあります。

そのようなことも含めて宮田委員からもありましたけれども、是非前向きに今後対応していくということにさせていただきたいと思います。

五十嵐先生、今の議論についてなにか。

(五十嵐副会長)

今の話でその通りだと思います。

(井上会長)

では、次に移らせていただきたいと思います。

(2)道民提案(新規分)の第1次整理の確認についてということであります。

この点につきましては、前回の委員会、第34回ということで1月22日、2ヵ月ほど前にやったものでありますけれども、第5回答申に向けてスタートを切りました。

そしてこの委員会は、道民のみなさん方からいただく提案をベースにできるだけ多くの道民の声を国政の場に届けるということを目的にして進むということが確認されました。

第5回答申は、今年の夏に予定していますけれども、ベースとなる新規の道民提案は38件ということであります。これらについて前回の委員会で従前同様な区分けというのをやりました。

1つは、答申に向けて検討をさらに深めていく、特区提案として検討すべきもの、これが1つです。

あと1つは、現行法や施策の推進などで対応可能である、特区提案によらなくても対応可能なものというふうに仕分けをするということで第1次整理をいたしました。

その結果、特区提案として検討すべきものというのが15件、特区提案によらなくても対応可能なものが23件というふうに仕分けされました。

ただ、前回の委員会では、お二方の委員が欠席されておりましたので、この点について事務局のほうから改めて簡潔に第1次整理の結果というのを、お二人の意見を聞いてからということにしたいと思いますが、暫定的にこうしましたということの説明いただければ

と思います。

(渡辺地域主権局参事)

それでは、資料3の1をご覧ください。

道州制特区提案として検討すべきものが15本、提案によらなくても対応可能なもの23本ということで前回に基づいて仕分けたものでございます。

特区提案として検討すべきもの15本につきましては、この表の右に「実現するために考えられる手法」というところがあります。こういう法律の改正が必要だということで、基本的には法律の改正が必要なものを整理してございます。

それで、特区提案によらなくても対応可能なもの23本、3ページからになります。これを簡単に説明させていただきます。これは、要は法令改正、特に法律の改正を必要としないもの、あるいは国の専管事項、専掌事項であるものといったものをここに区分けしてございます。

簡単にいきますと23本ございますけれども、まず1つ目は、交通案内標識の多言語化ということ。これにつきましては、現行施策の中で対応が可能である。

大麻の活用促進というものにつきましては、違法行為を助長する恐れがあるので提案は見合わせたほうがいいのではないかと。

国際航空路の開設権限の移譲については、これは国の専掌事項と考えられる。

川釣りについては、漁業権の特例ということになりますが、これは現行の法律で対応可能であるということです。

有害獣の駆除の許可の一元化というものにつきましては、既に道に許可権限というものは一元化されているということでございます。

次に銃刀法の特例ということですが、これはライフル銃の所持の条件緩和ということですが、これも既に特例がありまして現行の法令の中でやれるということでございます。

次に市町村コンシェルジュと書いていますけれども、これは道が市町村のために専任のコンシェルジュを設置するということです。

これについては、補助金事務処理の共同化というような内容でございますけれども、これは特に支障となる法律はございませんで、施策の問題でございます。コンシェルジュと補助金事務処理の共同化、あと離島における救急搬送に係る特例措置もこの3つは、特に法令上の支障というのはなくて今の法の中でもできるということでございます。

次に食品衛生法の弾力運営です。これにつきましては、道の条例で定める事項でありまして既に道のほうに権限があるということでございます。

次に歴史的建造物保護のための建築基準の設定ということですが、これにつきましても既に建築基準法の中に適用除外の規定があって対応が可能だということです。

次のページになりますけれども、交差点の拡幅・アイスバーン体験ゾーンの設置ということですが、これについては、施策の問題である。

国有財産の有効活用ということで、未利用国有地の地方帰属というのは、これは法律の改正というよりも国の政策の問題ではないかということ。

それと地方 FM の特例というのは、電波の関係に関しては、国がやるべきことであると。

次に多様な働き方を可能とする公務員人事制度ということでございます。これは地方公務員に関してですので、これについてはそれぞれ地方の条例で決めることになっておりますので、国に提案するというものではないということでございます。

パチンコ店の規制強化についても、これも道の公安委員会の条例でやりますので、既に権限は地方のほうにあるということでございます。

次に北海道版定住自立圏構想の創設ということでございます。これも法律がどうこうということではなくて、現行の施策の中でどう取り組むかということになるかと思えます。

次に過疎地有償運送の促進ということで、これは有償運送の地域の評議会の中に受益者を委員として入れるということ、利用者を入れるということなのですが、もう既に今の仕組みの中でそういう方は入れることになってございます。

次に鉱業権に係る業務の義務づけということです。これについても鉱業権を取得したら一定の期間内に着手しなければならないということは法律で決まっているということでございます。

最後は、国公立大学の入学金・授業料の北海道独自の策定ということでございます。これはそれぞれの大学のほうで決めるべきことであって、国に提案するといったものにはなじまないのではないかとございます。

以上 23 本でございまして、より詳細なものにつきましては資料 3 の 2 のほうにより詳しいメリット・デメリット表をつけてございます。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

ただ今事務局のほうから資料 3 の 1 に基づきまして道民のみなさん方からいただいた提案、今回の場合は(新規分)の第 1 次整理の状況ということで、前回の委員会の議論をふまえて暫定的に進めておりましたこのかたち、提案として検討すべきもの 15 本、特区提案によらなくても対応可能なもの 23 本ということであります。

これに対してご意見等があれば賜って、必要であれば修正をするということにしたいと思えます。

いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

2 つの件について確認したいと思います。

まず、上から 3 つ目の NO. 286 の国際空港路の開設です。今現在国の専掌事項で 2 ヶ国間

の協議が必要なのですけれども、今後オープンスカイの拡張が見込まれる中で、先程最後におっしゃった戦略的な方法として何か北海道ができることはないのかということは今後考えていく必要があるのではないかと考えています。

ただ、この「道に移管する」というのは気になる場所なのです。というのはオープンスカイになると、今度は民間同士での協定といいますか、要するに航空会社がそれぞれこの国に飛ぶというようなことを積極的に話をすることができるようになると理解しています。

そうすると民間の話と行政の話とどのように関係していくのか、今まだイメージが浮かんでいないのです。いずれにせよ、とりあえずこれは本棚ということで結構だと思うのですけれども、ちょっと勉強する必要があるかなと思ったのが1件です。

もうひとつ最後から2つ目、301番目の鉱業権です。これが出てきた背景がわかれば教えていただけますか。何か目的か意図があるのか、何か目前に課題があってこれが出てきたのか。資料2のほうは、特に何も書いていないのでわかりにくかったです。

(事務局 (内藤地域主権局主幹))

これは、道外の方が全国に向けていっているのではないかと考えるのですけれども、日本国内にあるいろいろな鉱業権をうまく使っていけば、日本にとってはメリットがあるのではないかと考えておられるかたちで我われのほうにいただいて、道内の方がということではなく、道外にもそういった関心をもっているということのようです。

(五十嵐副会長)

石炭資源というのは、まだあることはあるわけですし、昨年原油の高騰があったときに、石炭・鉄鉱が、火力発電は石炭を使っていますけれども、奈井江付近を通るとひっきりなしに石炭を運んでいるトラックを見ました。石炭は掘り出すだけではなく、ガス他の可能性がないのかいろいろなことがあるようです。鉱業権を義務づけるという必要はないと思うのですが。

なにか新しいエネルギーを、環境を絡めたかたちで考えることはできないのかということをおもわないでもないのです。

これも我われは、まだ勉強不足ですので、心に留めておく程度だとは思っているのですけれども、そういう発想があってもいいかなと思いました。

ありがとうございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

宮田委員。

(宮田委員)

今の五十嵐副会長と似ているのですけれども、国の専掌事項になっていきますけれども電波の関係です。これは道路とかインフラと同じで、北海道の場合は他の国土と違って、要するに広域なのです。山があったり農村があったりする。

今ブロードバンドが一番ゼロにならないのは北海道だという中では、そういうふうには有効に電波を使ってはどうなのだろうか。北海道の特質に合わせた規制緩和なのか、中の観点なのではないかと思うので、これはひとつ継続的に、現行法でできるというだけではなくて、もう少し積極的にそれを安価で良質なブロードバンド環境をつくれるようにするというのであれば、それだけではないかもしれませんが、緊急の無線にしても何にしても、やはり漁業・農業を広域なところでやる場合に何かは足かせになっている可能性もありますから、その特性という意味ではちょっと棚に置きながらも片隅に置いておく必要があるのではないかと。もう少し掘り下げてみていいのではないかとこのように思います。

(井上委員長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

主に今具体的に言及のありました3つの案件、3ページの上から3つ目の286です。次の裏のページの中程にあります、電波というのは「地域FMの特例」というところで言及されたのだと思いますが、その部分。下から2番目の鉱業権に関わるものということで、心に留めておくということには、少し解体になってしまうとわからなくなるのですが、いかがでしょうか。今の段階で、まだ本棚に最終的にしまうという場合に、まだ議論の場としてここにあげておくということも可能なのは可能なのです。

この問題は、何度か議論もしましたし、今回国の情報開示の問題でもなかなか出てこない部分で、やればやれるんだというふうにいわれた部分もありますけれども、いずれにしても今回の場合は、新しく「国際航空路」ということであります。一応、目に見えるかたちで残しておくということも可能だろうと思います。

FM放送の件については、これも何回か議論をしたのだけれども、また一応議論の遡上に乗せるというような意味で・・・

(宮田委員)

これは、FMと書いていきますけれども、ここに上がっている案を見ると北海道の電波特区というか、FMもあるのだろうけれども他の帯域のこともあるのかなど。そうだとすれば、FMの話はあれですけれども、電波ということではいけば。

(井上会長)

今、最初は案件をもとにして議論をするので、これはこれとして特区提案によらなくて

も対応可能なものから、一応審議の遡上に乗せるということで特区提案として検討すべきものに一応鞍替えしておいて、そしてその議論の中で宮田委員がおっしゃるようにFMに限らずもう少し広い範囲での、ブロードバンドを含めてというようなところで議論を少し膨らませていくということも可能だと思うのです。

先生方から今直接言及があった3つの部分については、若干曖昧なかたちで元々15プラスアルファのアルファの部分ですから、あまり時間がなければここで本棚に入れようか入れまいかと迷っていた案件なので、みなさん方のご意見というのは共有していると思いますので、その時期になればそういう扱いをせざるをえないかもしれません。

(宮田委員)

残しておきましょうか。

(井上会長)

それはみなさん方で決めていただければ。

(宮田委員)

頭に残しておいていただいて結構です。

(井上会長)

特区提案によらなくても対応可能なものに・・・。

(竹田委員)

でも電波特区の問題は、やはり国の専掌事項との関係が出てくるので、道だけで対応可能というわけではないと思うのです。だから、やる・やらないは道の施策としての判断ですという言い方はできないと思うので、最初の15の部分は、ある程度のめどは出てきたと思うので、すぐ本棚に出すか出さないかということは。

(宮田委員)

今のもののでできるというのだったら外していいのだけれども、国の専掌事項ということであきらめてしまってもともとこうもない話だなということなのです。そうですね。

そういうことにしておいてください。

(井上会長)

航空路のほうもよろしいですか。

いずれにしても国際航空路の開設云々のところというのは、にわかには北海道の経済の活性化の中で動いてきている部分もありますので、今出てきた3点というのは同じよう

な重要なことだと思えます。とりあえず原案通りというかたちで、前回審議した通りというかたちでお認めいただき、今申し上げたところはまた機会あるごとに思い出して、必要あれば審議の遡上に乗せるということの猶予をもってやらせていただきたいと思えます。そういうことでよろしいですか。

そうすると(3)に移らせていただきたいと思えます。「分野別審議について」ということでもあります。現在の状況について事務局から改めて説明をしていただきたいと思えます。資料4に基づいて説明されますが、今直前に議論したのが資料4の(1)に出てくる「道民提案(新規)案件15件」というものです。

では、これは修正しなくてもよかったですね。

では、このまま説明してください。

(渡辺地域主権局参事)

それでは、今話がありましたように、ここに15件、薄くプラス3というのが見えるということでご理解いただきたいと思えます。

今道民提案で新しく出てきたものの中で15件通りました。継続審議ということでカジノ、空港、あとはFTZ・フリートレードゾーンの3つが継続ということで残ってございます。それと庁内提案ということで特区理学療法士・作業療法士という前回の提案検討からの引継ぎのものが1件、合計19件が当面検討していくベースとなる案件ということになります。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございます。

事務局におきましても新たな案件の掘り起こしということで鋭意努力していただいているところでございます。

前回、そして只今の議題の直前に審議していただきましたように、当面はこの19件ということ为原则としながら審議を深めていくということにさせていただきたいというふうに思います。こういった中から少なくともいいですか、おおよそ従前同様に5件程度の案件に絞り込むかたちで、これに向けて提案するというかたちの提案をとりまとめていくということにさせていただきたいというふうに思います。

それで、今日でありますけれども、みなさん方のお手元にも資料が配られていると思えます。そして議題の中でもふれておりますけれども、「参考人意見聴取等」というかたちでこれからこの部分について具体的に入っていきたいと思えます。

本日審議を行う案件は、新規の道民提案であるNPO関連の案件、提案番号でいくと、資料4を見ていただいて結構かと思えますけれども、中程にあります「地方自治の強化」、小分類「市民活動・ボランティア活動の活性化」ということです。ここには、ナンバーでいいますと275・276・277という番号が付してある案件であります。

これらの審議に先立ちましてこの分野の専門家であります方からご意見を賜りたいということで参考人意見の聴取ということでさせていただきたいと思います。

本日おみえいただいているのは、参考人として北海道 NPO サポートセンターの北村理事であります。北村さんにご意見を伺うということとともに意見の交換を行い、その後具体的な審議を行うということにさせていただきたいと思います。

では、ただ今から開始したいと思います。本日おみえいただいているのは、先程申し上げましたけれども、北海道 NPO サポートセンター理事でおられる北村美恵子さんであります。本日は、どうもお忙しいところをありがとうございます。

先程申し上げましたけれども、まず先生のほうから 30 分程度ご説明いただいて、その後意見の交換等をさせていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

(北海道 NPO サポートセンター 北村理事)

北海道 NPO サポートセンターの北村と申します。今日は、どうぞよろしく願いいたします。お時間もあまり十分にはないですね。

まず、このパワーポイントの図の 2 ページのところからです。北海道 NPO サポートセンターというものについてご存知ある方、ない方がいらっしゃるかと思いますけれども、一応こういうかたちでやっております。

サポートセンターの事業では、2008 年は 3500 万ということだったのですが、2009 年度は 5000 万に近づきそうです。

右隅の 5 というところに関連団体と書いています。ここが結構皆様にお話しするときにはわかりづらいついかなということで関連団体としてそこにあげておきました。NPO 推進北海道会議、北海道 NPO バンクと NPO バンク事業組合、この 2 つを合わせて NPO バンクというふうに呼んでおります。それと北海道 NPO 越智基金です。

今日別途付けております「北海道 NPO 情報」というのは、サポートセンターも含めた 4 つの団体で出している共同情報誌になります。

12 ページに「北海道における特定非営利活動法人の申請受理・認証数」というのがあります。これは、一番新しい道のサイトから取っていただきました。2 月末現在で道内の NPO 法人の数は 1,594 です。そのうち札幌市内は 720 で、45%が札幌市内にあることになりました。活動分野については、このようになっております。

道内の NPO 法人の事業高、サポートセンターでは昨年度については 5000 万ぐらいかと申しましたけれども、毎年 9 月に道庁の 12 階に私どものスタッフがパソコンを持ち込んで数字を拾わせていただいているのです。それを私どものサイトでご紹介しているのですけれども、今日は数字的なものはお付けしてはいないのですけれども、それで見ますと、事業高 2008 年度でいいますと 500 万未満というのが 42%なのです。それで 1000 万未満ということになりますと 57%、2000 万未満になると 73%。これが去年、2008 年度の数字になり

ます。

道外と比較してどうかというのがありますけれども、あまり細かいことをいってもお時間がないので次のパワーポイントの3番に移ります。

北海道 NPO サポートセンターでは、NPO バンクの事務局をやっております。この NPO バンクというのは、NPO 推進北海道会議と、当時でいいますと道の総合企画部政策室・構造改革推進課の共同により始まったとっていいと思います。200 万までを 2% で 2 年以内で返していただくということです。

次の 4 に移ります。

NPO バンク、「バンク」という名前をつけておりますけれども、銀行ではなくて、資金を集めて市民活動団体に融資をする NPO 法人として、全国初の貸金業登録が NPO 法人に当たっています。それがうれしいのかうれしくないのかというのはあるのですが、一応貸金業登録するしかなかったということです。

それで市民、企業、行政、NPO の方たちから出資をしていただいて NPO に貸すということ。NPO バンクのところが 2 階建てになってはいますが、下のほうの北海道 NPO バンクが NPO 法人格を持っています。NPO 法は、出資という概念がありませんので、出資を受けることはできません。出資の受け皿として NPO バンク事業組合をつくりました。

次のパワーポイント、5 ページ目に移ります。

仮りの姿として貸金業登録をしているのですが、「貸金業登録番号道知事(3)、これは更新の数です。石狩第何号とつく、今まではそうだったのですが、()の中の数字の前に T というのが入ってきています。これを最初は何だと思ったのですが、純資産が、通常今の段階では貸金業を登録するに際しての純資産が、現在では 2000 万、この 6 月以降 5000 万必要になるのです。ですけれども非営利で貸金を行っているものについては、準資産 500 万でいいということで T のマークがついています。逆にいえばお金がないというふうにもいえるのです。

次の 6 です。NPO バンクの出資・寄付状況です。

これは、左上が団体数、右が金額になります。道からは 1500 万補助金として財団法人北海道地域活動促進振興協会に用途を指定した補助金として出していただいて、その財団から NPO バンク事業組合に出資をいただいています。

札幌市からは 500 万、補助金で直接出ています。それが行政の 2 件で 2000 万になります。

企業が 6 件です。6 件で 527 万なのですが、このうちの 400 万は連合北海道からいただいています。NPO は 145 件で 1655 万。このうちの 500 万が最初にサポートセンターのところで関連団体といいますか兄弟団体といいました北海道 NPO 越智基金から 500 万の出資を受けています。

出資者の中でも個人の方からの件数は、件数としては多いのです。これは、個人の方たちは融資を受ける資格はないのです。ですがお金を出してくださる。それは、やはり銀行に預けたお金は何に使われているかわからない。出資金が保障されるわけではないし、配

当もない。でも、よいことのためにお金を使いたいということで出資をしていただいています。

次が融資状況です。

これは、別紙でお配りしました集計表・総括表を見ていただきます。今出資金のほうでお話ししたのが、集計表のほうが細かく分かれたものです。円グラフが出ているのが、総括表の中で真ん中あたりの「2. 融資状況」、ここにどうかたちで出資しているかというのがパワーポイントの7ページの部分より細かく出ております。

今まで163件、これはパワーポイントの数字と違っているのですけれども、一般融資は145件、パワーポイントの数字は一般融資だけを載せています。3ヵ月ローンとか出世払いローン、人づくりローン、環境省の事業とか書いていますけれども、出世払いローン・人づくりローンは、今までに1回だけやりました。支払いをちょっと猶予、返済を猶予する仕組みでつくりました。出世したらお金を返してねというかたちで2年間の猶予期間を設けました。

3ヵ月ローンというのは、一度一般融資を受けられた方たちに対していつでも50万は貸しますよというかたちでつくっています。

どういうことに使われるかというのが4のところにあります。やはりつなぎ資金が一番多いです。今、結構NPOとしてもお金を、事業を受けることができるようになって、支払いがされるまでのつなぎ資金というので、北海道NPOバンクは200万しか貸せないの、これからはなかなか難しいなというのはあるのですけれども、資金使途としてはつなぎ資金が多いということになります。

パワーポイントのほうの資料に戻ります。8ページです。

これは、別表をつけていますけれども、全国には11のNPOバンクがあります。全国NPOバンク連絡会というのを組織しています。貸金業法改正に際しての最終施行、この6月なのですが、それに関して様々な働きかけを行っていきまして、それより抜粋しております。

指定信用情報機関制度の適用除外と貸付業務に3年以上もしくは1年以上従事した経験を有する者の確保の適用除外を求めています。

次のページにいきます。指定信用情報機関の適用除外ということです。

これは、サラ金から借りる人は信用が低いと考えられて、銀行では融資を断ることがあるといわれています。NPOバンクも貸金法の改正で、指定信用情報機関に登録することになりますと、同様に融資の実績が登録されるわけです。それがNPOバンクから借りたのか〇〇から借りたのかはわからないわけです。そうすると、サラ金から借りたのではないかというふうにいわれて、今、指定信用情報機関もクレサラ系とか銀行系とかあるのですけれども、それらの情報の交流が進んでいきまして、クレサラ系から借りていると銀行からも借りられなくなる可能性が出てくる。

そういうことにおよぶのでは、せつかく社会起業家の支援をしたいということでNPOバンクをつくられる方たちも「そんなことなら無いほうがいいのではないか」というような

意見もあります。

次 10 ページになります。

貸付けの業務に 3 年以上もしくは 1 年以上従事した経験を有する者の必要があるのですが、常勤者を雇用するということが非常に難しいのです。多くの団体はボランティアでやっています。北海道については、NPO バンクからサポートセンターは月 3 万で業務を受けています。NPO バンクの事業収入というのは、金利ですが、2002 年の末から始めまして 2008 年度までの 7 年間なのですから、それで自足収入の合計が 228 万。そのうちの 25%は、債券貸倒に備えて事業引当金にしていますので、純粋な経費分としては 155 万です。

あとは、たとえば調査に対応したような場合に多少の謝金をいただく。それらをそこそこ積み立てていく。

役員の方、審査員の方、今日はこちらの委員の一人である河西さんは、NPO バンクの副理事長でいらっしゃるのですけれども、みなさんボランティアでやっていただいています。一緒に活動をしています。

11 ページが、今いきました 2 つの他の分についてもこれらの問題はあります。

これを全部話すと時間が足りなくなるので、先程純資産 500 万ということを行ったのですけれども、北海道 NPO バンクの純資産は 500 万なのです。出資金を受けているのは NPO バンク事業組合ですから、貸金業登録をしている北海道 NPO バンクの純資産は 500 万だけです。それが 500 万だから T の字がついているのです。

たとえば、他の所でいっぱいお金を集めているところ、いっぱいお金、出資金を集めている NPO バンクは、T の字がつかないのです。T の字がついているから非営利のバンクだということにもならない。そこいらがどうも悩ましいところで、ちょっとそこいらを整理できたらと思っております。

12 ページです。次は、認定 NPO 法人の要件の緩和です。

認定 NPO 法人は、2001 年の 10 月 1 日にスタートしまして、全国で 38,997 の法人がある中 122 法人、道内では 1,563 の法人中たった 2 つです。「霧多布湿原トラスト」、ナチュラルトラストの運動をやっているところと「北海道移植医療推進協議会」です。ずっと 1 個だったのですが「北海道移植医療推進協議会」というのが 2 年ぐらい前に認定が取れました。認定 NPO 法人になるためにどういうことが必要かということで、認定 NPO 法人というのは、国税庁長官の認定を受けると税制上の特例措置があるということです。これはいいぞということで一時期は、かなり最初の時は、認定 NPO 法人が最初に出された時には、みんなワクワクして待ったわけですから、現在のような数字を見るといかに認定を獲得するのが難しいかということがいえると思います。

一番は、2 行目にパブリックサポートテストと書いています。これは、経常収入金額に占める寄付金など収入金額が一定の基準以上であること。パブリックサポートテスト(PST)というのですけれども、一体これはどういうことか。数式があるのですけれども、一般市

民からの支援性・支援度を審査するわけです。公益性を市民自身の支援の度合い、つまり収入の面から判断する。より広く多くの人から寄付があるということは支援されているであろうということです。ほかにもそこに書いているような要件があります。

次のページにいきます。14 ページです。

すいません。最初の左上に P15～P22 と書いてありますが、これは P14～P20 までがシーズプレゼン資料より抜粋したものになります。

今回この資料をつけていただきましたけれども、これ以降に、去年の 12 月 22 日に 22 年度税制改正の大綱が発表されまして、それはまだこれには反映されていないのです。これが反映されているものは、別の資料としてお出しすることはできると思います。

今まで何回も改正されてきて、いろいろややこしく細切れの改正なのです。この際一気にというところもあるのですけれども、実際に認定が得られたからといってすぐに寄付がドカンと増えるわけではない。

ただ認定を取るのには、結構いわれるのは遺贈金を受けられるということで、とりあえず受けておくと受けやすいかなと思います。現に認定を取っていらっしゃるでしょうかというようなことを聞かれたこともあるということ聞いています。

15 ページです。

細かい修正ではなくてインパクトのある抜本改正をということなのです。

16 ページです。

実際に NPO 法人の半分が認定を取れるような思い切った改正をしたらどうだろうかというような提案をしています。

まず 16 ページの一番下のところで「全都道府県で申請可能へ」ということが書いてあります。国税局に出して、国税庁に行くわけですけれども、二重に話をするようになって審査が長引く要因にもなっています。今まで最大で 2 年かかったという例もあるということで、何のための認定 NPO 法人だというふうに思わざるをえません。

17 ページです。

今までは、寄付を多く受けているということだと思いますと、結構ボランティア型のところかなと思われるかもしれませんが、事業型の NPO にも認定の道をとということで NPO の収入源は事業収入、会費、寄付、ほかの法人と違って会費や寄付を集めることができるというのが一番の特徴だと思うのです。それは当然のことながら事業型の NPO 法人でも会費を集めていますし寄付も集めています。

でもなかなか集めきれないというところがあって、そんな中で 3 つ目の項目のところでも中小企業基盤整備機構の調査の中で事業型 NPO でも寄付は重要である。事業収入増よりも寄付増を目指したいと答えていらっしゃる NPO 法人が 2 割もいたというところがあります。

では、どういう改正をしたらいいのかといいますと、パブリックサポートテストの中で特定非営利活動の事業収入を総収入から差し引く。これは数式を見ていただいて、あとで確認していただきたいと思うのですが。もしくは、3,000 円以上の寄付者 100 名以上など、

パブリックサポートテストを絶対値へ変更する。

これはどういうことなのか、ちょっとわかりにくいかなと思いますけれども、今の制度の中で小規模法人の特例というのがありまして、この青いパンフレットでいきますと、13ページの真ん中あたりに小規模法人の特例というのがあります。これは、小規模な法人については、実際の安定期間における年間平均収入が800万未満かつ3,000円以上の寄付者の数が50人以上。これは数になっているのですけれども、こういう小規模特例があるのです。

ですから、もうPST、いろいろこれを引いていい、これを引いてはだめとか、グチャグチャやっていくよりも、いっそう3,000円以上の寄付者が100名いたら認定しましょうと。そういう思い切った改正をしたらいかがですかということです。

次の18ページにいきます。

NPOのスタートアップ支援をとということです。NPOを立ち上げようとする場合、なかなか資金集めに苦労するところなのですけれども、立ち上げ時から支援できないかということで、矢印のところの一番上、アメリカのような「仮認定」制度の導入。仮認定というのは、この資料を提供いただきました東京のシーズの松原さんがいっていらっしゃるようなことなのです。あまり細かいことはなくて、とりあえず2年ぐらい認定NPO法人の仮認定ということを与えたらどうでしょうか。それから活動を見ながらということを提案しています。

でも、それであれば誰でも仮認定を受けやすい状況になると、またそれもややこしいことになりかねませんので、一定の歯止めというものは必要かなということがあります。

初回認定時の要件を緩和する。これは、認定要件の1つに、設立から1年経過し、少なくとも2の事業年度を終えていることというのがあるのです。NPOを立ち上げるときからの支援ということには、これは絶対使えなくなるわけですから、そこいらは取っ払ったらどうでしょうかということです。

次の初回の実績判定期間の短縮です。これは、実績判定期間というのは、パブリックサポートテストの認定要件の判定対象期間、この青い資料、8ページ右側の下にある実績判定期間とはということです。これが今原則5年なのです。パブリックサポートテストの認定要件を計る期間が5年なのです。平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に申請を行う場合は、2年とすることができるとなっていますが、経過特例措置として2年というのはあるわけなのですけれども、これをスタートアップ時からという過去はないわけですから、こんなものも、実績判定期間というものもゼロにしましょう。とにかく、やってみてというのはいかがなものでしょうかということです。

最後の民間機関が相談対応できるようにということです。今は国税局に行きます。ただでさえ敷居は高いわけです。ですから民間の機関、たとえばこっちに引き寄せようという提案なのですけれども、地域のNPOの支援センター、そういうところで相談を受けられる。もちろんご相談があればいくらでも、今の段階でもお受けしています。でも、制度の中に組み入れていただけるとすごく嬉しいなと思うのです。外務省のNGO相談員という仕組み

があります。今北海道でやっていらっしゃるの、函館の国際財団で函館の国際交流センターが外務省の NGO 相談員をやっていらっしゃるのです。先日聞きましたら、年間 250 万の予算がついているそうです。そういう仕組みをつくっていただくと相談を受けるのも受けやすいかな。かといってお金がつかないから全然やりませんといっているのではなくて、NPO の方たちにもこういうかたちで NPO 法人の相談を受けられる場所がこういうふうにありますよということであれば、認定 NPO 法人の名前ももっともっと広がる、認識されるのではないかと思います。

19 ページです。

事業型 NPO のメリットです。みなし寄付金制度というものがあまして収益事業をやった分をみなして、その所得金額の 20%をみなして寄付できるというかたちになるのですけれども、その比率を上げたらどうかという提案です。

20 ページです。

寄付者が使いやすい寄付税制へということ。所得控除なのです。それを、税控除の導入をご検討いただきたいということです。

次の 21 ページです。

その他の提案です。本当は、これがあると一番良いなと思うのですけれども、中小企業支援の枠に NPO を追加してほしい。中小企業庁のトップページにいきますといろいろな支援策がたくさん並んでいます。中小企業の定義というところ、FAQ(よくある質問)のところいきますと、中小企業の定義という中にちゃんと質問項目が用意されています。「NPO は対象にならないのですか」と。

それに対して「中小企業施策は、事業を営む会社および個人を対象に支援を行うものですので NPO は支援対象となっていません」ということが書かれています。

中小企業の基準というのは、資本金と従業員の基準があって、どちらかを満たせばいいということです。NPO 法人は、もとより資本金はゼロですから、従業員の数だけでいえば当然中小企業の枠に入ると思うのですけれども、これに入れていただくことによって、中小企業の枠に入れていただくことによって創業支援とか、結局 NPO バンクをつくったのは、お金を借りたくても借りられないというのがあったわけです。

なぜ貸してくれないかという、信用保証協会の保証が得られない。信用保証協会の保証が得られるようになるのではないかと思いますのですけれども、それは確認できていないのですけれども、中小企業庁のサイトに信用保証協会のことが書いてあったのでたぶんそうです。

北海道で「新生ほっかいどう資金」、通称「たんぼぼ資金」というのがあるのでけれども、そこは、結局 NPO 法人については道の信用保証協会の保証を 50%つけるということで金融機関に NPO への融資を可能にしています。

ところが、結局「新生ほっかいどう資金」についても中小企業の枠がクイック融資といって 10 年以内で融資金額 5000 万以内と 6 ヶ月以内で融資金額 1000 万以内。それとは別に

社団やNPO法人対象のワイド融資というのがあるのですが、そこでも社団はまた別で、NPO法人は5年で500万しか借りられないのです。

これは、今自治体や国からの事業、委託事業がかなりきているのですけれども、どうしてもお金は後からということ、先程北海道NPOバンクの融資は、つなぎ融資が多いということをお話ししましたがけれども、結局ワイド融資で、道のワイド融資で500万。それではどうしても足りないのです。やはり何千万規模で貸していただかないと繋げません。

これは中小企業の枠に入れていただくのが一番です。それを考えていただければ、ご検討いただけたらと思います。

次が、NPO法人と社会福祉法人の差別と書きました。

社会福祉法人というのは、医療保健業であっても法人税法上の収益事業にならないのです。

ところが同じ事業をやっているのにNPO法人というのは、収益事業届を出さなければいけない。なんと不公平なのだろうというふうに思います。

社会的企業法人の新設というのは、病児保育のNPOをやっているらっしゃる、結構メディアにも出られます東京のフローレンスの駒崎さんがおっしゃっているわけです。株主から出資金を集めるけれども配当はしないという仕組みをおっしゃっているのです。立ち上げ時にお金がない、事業を展開していくときに、やはりお金がどうしても足りない、必要。先立つものはお金で必要なのですけれども、そこをどうやって調達していくかというのがNPOの事業をやっていく上で一番課題となることです。

盛りだくさんで話させていただきまして、以上なのですけれども、NPOも組織の内容、活動の内容は様々でして、それぞれに課題があります。

そんな中で今日お話しさせていただいたのはほんの一部なのです。鳩山さんが今回NPOに関してよくいってくださっている中で新しい公共、当然ある意味での中心的な担い手だとおっしゃってくださっています。

北海道のNPOの数というのは、東京、大阪、神奈川に次いで4番目なのです。一時期千葉に抜かれた時があるのです。それはどういう時かといいますと、堂本さんが知事になられた時なのです。やっぱり首長によって、トップによってあんなに変わるのかというのをまざまざと見る事ができたときだと思うのです。堂本さんが辞められたら、今千葉は5番目ということなのです。

北海道としては、今日こういう場に呼んでいただけたのも本当にありがたいことだと思います。これを機会にさらにNPO推進に取り組んでいただく場としてのこのことを考えていただけたらと思います。

今日は、本当にこういう場を与えていただきましてありがとうございます。

以上です

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、時間の制約がないわけではないのですが、せっかくの機会ですから北村さんにお尋ねしたいようなことがあればご質問とかたちでお出しただければというふうに思います。どなたからでも結構ですのでよろしくお願いいたします。

(竹田委員)

竹田と申します。

どうもありがとうございました。

ちょっと問題点の整理と、それからいくつか説明をいただければと思います。

問題山積の中でいろいろ議論をしていくと大変なので、まず整理すると課題としては2つの流れがある。

一つは、NPOバンクが6月の貸金業法の改正以降はクレジットローンとかサラ金、いわゆるそれをグループの中に位置付けられてしまうのではないかということ。

(北海道 NPO サポートセンター北村理事)

指定信用情報機関への加入を、義務付けられるのです。

それを適用除外にさせていただきたいということです。

(竹田委員)

一つ問題点というか、あると思っています。

もう一つは、認定NPOの認定緩和を、できれば2つの方向でということ。一つは、パブリックサポートテストの要件緩和。それから事業型NPOをこの認定NPOの中に組み込めるようなかたちでつくればいいのではないかということ。

それから、ということとは、ということなのですけれども、貸金業法の改正は、6月に本当にやるのかどうか怪しいところもあるのですけれども、ということになると、これは早急に対応が必要ということですか。

(北海道 NPO サポートセンター北村理事)

そうです。

全国NPOバンク連絡会として再三国のほうへの働きかけも行っております。

完全に安心できるかということそうでもなくて、やはりこういう特例をつくると、適用除外をつくると、どうしてもそこに悪い、頭の良い人たちが入り込んでくる可能性があるもので、そこを懸念なさるところがあります。

たくさん申しましたので、どれからということも、たぶんそうだと思います。

一応、今回このお話を伺ったときに、認定NPO法人についてもNPOバンクについてもそれぞれ国のほうへの働きかけをしているのです。ですが国のほうがだめだと、ここでセ

ーフティーネットをかけるという可能性もあるということをお伺いしましたので、でもそれだけではなくて、やはり逆にそれよりもう少し細かいことを、細かい部分でもやれるほうがいいのかと思って、小さい部分もチョコチョコつけたのです。

(井上会長)

それは整理するのに時間がかかるだけですから、ご説明の中で、特に最後のところでたくさんの課題もあるのだというふうに、今日説明されたことも説明されなかったこともあるのだということを教えていただいたので、河西先生もおられるから鋭意検討していきたいというふうに思うのです。

1件だけ、これは今年の6月ということもありますけれども、実際にこの審議を終わって答申にまとめるかたちになるのが、もう夏で、それから今度はパブリックコメントを取ったり、定例道議会を通して国に上がって行ってということになると、先程の席でお聞きいただいていたと思いますけれども、前回の去年の今頃、去年の夏くらいに決まったのだけれども、国から返事があったのは年度末ギリギリだったということもあります。これから少しずつ論点を整理していきたいと思います。

私もわからないところがあるのですが、1点確認をしたいことがあるのです。

これは、たとえば竹田先生がいわれたNPOバンクのところに限っていえば、これはたとえばいろいろな要件の緩和、区分の緩和、適用の緩和というのがあるわけですが、これは貸し倒れというのは起こらないのですか。

(北海道NPOサポートセンター北村理事)

北海道でいうと1件ありました。

(井上会長)

1件で済むのか、今後いろいろな経済・社会情勢の中で減少していくのか増えていくのかというのがあるかと思うのですが、この時に専門家である人というのはどこかに書いてあったと思うのです。何かありましたよね。どこかに銀行員とは書いていないですけども、そういう経験のある人というのはあったと思うのです。そういう人も要件としては外したほうがいいのかというご提案があったけれども、貸し倒れが起こるかどうかの審査、判断というのは、どうにかたちで専門家が仮になってやれるのか。

そして、もし貸し倒れが起こった時には誰が責任をとるのですか。

(北海道NPOサポートセンター北村理事)

まず貸し倒れがあるのはありますよね、銀行でもどこでも。銀行はそれこそ専門家です。専門家の方たちがやっけていらして、貸し倒れがどれだけ出ているのか数字はつかめませんがあるわけです。

北海道としては、今まで1件あります。その分については、寄附や今まで経費を少しずつ貯めたような分とか、そういう部分で補っています。

それと他のバンクでいいますと、本当に数えるほどしかないのです。他のバンクでは、役員の出資金をそれに当てるといふふうに考えていらっしゃるところもあります。そのように実践していらっしゃるところもあります。

でもそういうことをやってしまうと、なかなかバンクの事業、活動自体の広がりには難しいかなと思っています。

(井上会長)

そういう部分もあれば、結局今竹田先生のところで話題にされた貸金業法で指定信用情報機関制度への適用というふうになってしまう。これは、どうなるかわからないにしても、ある程度そういうようなネットワークがないと今度は、本来はその人が借りることができないにも関わらず、ひょっとしたらということでは借りられない場合というのはないですか。

(北海道 NPO サポートセンター北村理事)

北海道でいいますと、いろいろなところのバンクよりも有利かなと思うのは、北海道を手前味噌でいうわけではないのですが、北海道 NPO サポートセンターに事務局を置いているわけです。そうするといろいろな事業の中でいろいろな NPO と直接接する機会もありますし、いろいろな情報が直接・間接を問わず入ってきます。

そういう中で実は、その引っかけた分についても情報は得ていたのです。ですが、それをやりきれなかったというのがあります。

だから別に専門家の方、融資の業務に関わったことがあるというような方がいれば安心だというものでもないということは確信しています。

時間的なこともありますので、今日は持ってこなかったのですが、こういう非営利の金融の NPO 法人、非営利でお金を貸す、今は仮の姿で貸金業登録をしているわけです。そうではなくて、新たな枠でお金を貸す仕組み、そういうかたちの法人をつくれるのが一番いいのかなと。

今日私が出る前の前半のお話を聞いて、本来でしたら時間をかけてそういう部分をご検討していただくのが良かったなと思いました。

(河西委員)

今日の参考人の北村さんから援護射撃をしてほしいというふうにいわれましたので、今お話があった貸し倒れ等に関してきちんと管理をできる人間が必要だというのは、まさにその通りです。我われも NPO 法人だからといって、当然お金を扱う業務をやっておりますので、そういった管理をきちんとするというのは当然だと思います。

貸金業取扱主任を置くという、このような貸金業法の中の貸金業者で規定されている以

上、我われもそれはきちんとやっております。

ただし、常勤として置くというよりも、NPO の場合は最終的な判断というのは理事会に委ねられるので、その理事会の中で貸金業取扱主任の資格を持った人が実際に融資に関して判断するというような、契約保証の部分で判断ができるのではないかと思います。

北村さんからは、このようなかたちで特例措置として貸金業取扱主任を置かなくてもすむようにという話もありますけれども、法律を読んでいくと必ずしも常勤とは書いていないので、そうなっても運用をうまくすることでこのあたりは補えるのかなと思います。

ただ、指定信用情報機関制度に関していえば、こちらに加盟することによってコスト負担というのが年間 50 万とか 100 万円になっています。そうすると非営利で、先程北村さんがおっしゃっていたように、NPO バンクの収益構造からすると、そんなに費用というのは負担できない。そのあたりに関してはどうするかというのは、また経営の問題になるかもしれないのですが、ひとつ適用除外をお願いしたいということです。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

宮田委員。

(宮田委員)

ありがとうございます。

是非地域主権型経済社会をつくって NPO の活動を支援するいろいろな仕組みをつくらなければと思います。

たとえば、いろいろお話が出て、ひとつだけ国に上げるとしたらどれになるのかというのが、あれもこれもは難しいなと思いますので。

それと、NPO バンクは北海道にいくつありますか。

(北海道 NPO サポートセンター北村理事)

ひとつです。

(宮田委員)

そうですね。

そのための法案を国に上げて、それは全国にもあるからということはあるのだけれども、それよりはもっと効果的な北海道内の NPO にとって近々に、あるいは今後大事になってくる資金の問題、寄附の認定 NPO の問題。先程後半の第 2 提案でお話しされた部分に力点を置きながら、全国に先駆けてそういった寄附が、あるいはそういったものの資金を集められて活性化できる、国に先駆けて早く進める。今後はそうなっていくとは思うので

すけれども、というような視点からいったときに、あれもこれも上げられない中では、たぶん北村さんの思いも河西さんの思いも提案2のほうを、もちろん今バンクをやられているから一番の問題点で支援したいという気持ちが先に立たれているとは思いますが。北海道内でひとつということであれば、その組織のためというだけになってしまうことよりは、もっと広くNPO活動の支援という見地からいくとすれば、たとえばひとつだけというバンクをどの部分でなりますでしょうか。

(河西委員)

北村さんに代わって発言して申し訳ないのですが。

こちらの冊子でいうと、3ページ「認定NPO法人制度とは」というところで真ん中にグラフが書いてあります。「任意団体、所割庁の認証、NPO法人、国税庁認定、認定NPO法人」となっています。この国税庁認定、そして認定NPO法人となるこの部分に関して特区提案としたらどうかと思います。

そういうのも実は、民法が改正されて社団法人、それから財団法人が2階建ての公益認定を取っている財団法人・社団法人、そして一般の財団法人・社団法人というかたちで2階建てになって、その公益認定を受けている財団法人・社団法人に関しては、今北村さんから税の優遇制度に関していろいろお話しされたものというのは公益財団法人、公益社団法人に関してはそれが実現できているのです。

しかも国税庁の認定を取らずに北海道の公益認定等審議会というところで審議をして、そこで公益認定に値するとなれば最終的に高橋知事がこの財団法人なり社団法人を公益認定します。そうすると、税の優遇措置というのは一般財団法人・一般社団法人よりもかなり優遇される。それを、先程北村さんがいろいろおっしゃって、認定NPO法人でこうしてほしいというようなものというのは実現できるのです。

したがって、この部分、国税庁認定のところをそうではなくて地域主権ということで、北海道の中で認定NPO法人というのを審査できる。そこに絞って特区提案をしたらどうかというふうには考えておりました。

すみません、北村さんの発言の機会を奪ってしまって、もし何かありましたらどうぞ。

(井上会長)

よろしいですか。

必ずしもNPO関連というのは、今の段階で3件審議しようということになっています。3本のうち1本にしなればいけないということもないので、今北村さんに代わって河西先生のほうからもお話がありましたけれども、今後は関連法規等々を照らし合わせながら、どうしてもこれはこの中に、今ご説明いただいた中にも、要するに特区提案にそぐわないのではないかなというような部分も少なからずあったような感じもしますので、その点はこれから、今日はあまり細かい議論をする時間はないのですけれども、資料の6というのが

加えられていて、これは関連法規資料なので、これに照らし合わせながら整理して、説明いただいた部分として NPO 法人の活動というのは今後ますます重要になってくる。私も関わっていることがあるのですが、是非このようなかたちで地域のみなさん方にも活性化、貢献できるようなかたちで取りまとめたいというふうに思います。また今後機会あるごとに紹介させていただくようなことがあるかもしれませんが、是非その点のご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

時間が少なくて申し訳ございません。わざわざありがとうございました。

(北海道 NPO サポートセンター北村理事)

ありがとうございました。

(井上会長)

2 時間程度ということで 2 時間が経ったのですが、3 時までには終わりますけれども続けてよろしいですか。

一番問題なのは湯浅さんですね。大丈夫ですか。

宮田さんもそうですね。大丈夫ですか。

事務局がどうやって早く説明するかによると思います。

では、渡辺さんのほうから説明いただけますか。分野別協議の点について、資料 6 でいいですか。

本格的な審議というのは、次回にやるということにして、今日せっかくやった直後になりますので、体系的に整理をしたいと思います。

(渡辺地域主権局参事)

では資料 6 をご覧いただきたいと思います。

今北村さんのお話の中でいろいろ出ていましたけれども、私はごくごく簡単に資料の概要を説明するかたちにさせていただきます。

まず 1 ページめくっていただいて、道民提案というのが 3 本ございます。

北村さんのほうからありましたように認定 NPO の要件を緩和してほしいということと、貸金業の関係ですが NPO バンクについては適用を除外するというもの。もうひとつは、これは NPO だけに限らないのですけれども、要は北海道独自に社団だとか財団だとか NPO という区分をなくして北海道独自の法人をつくるという提案が 1 本。これで 3 本の提案があるということでございます。

それに関連する部分としての資料になりますけれども、特に NPO に絞って資料としてはまとめてございます。

1 ページ目は、NPO 法人というのはどういうものかということでございます。目的があつて、2 番目では特定非営利活動を行うことを主な目的とする団体で、①～⑦の要件に該当

する団体である。

3 番目ですけれども、特定非営利活動というのはどういうものかということをご整理しております。①のいずれか、①の中の1から17のうちのいずれかと、②の不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動。こういった活動が特定非営利活動で、こういう活動をやる場所をNPO法人というということでございます。

次の2ページには、法人設立までの流れということを書いています。これは、NPOの事務所が所在する都道府県知事が基本的に所轄長として認証するのだけれども、2つ以上の都道府県をまたいで区域内に事務所を持っているというところは、国の内閣総理大臣が所轄長として認証するというところでございます。

そしてNPO法人の資格を取るといろいろな義務が、ここに書いてありますけれども情報公開とか納税などの義務というのがその法人にはかかってくるということです。

次に3ページになります。これは話題になりました認定NPO法人制度ということでございます。認定NPO法人制度というのは、NPO法人の活動支援を目的として税制上の特例措置を講じるものでございます。

認定NPOとは、先程ありましたけれども、NPO法人のうちで一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けた法人であるということです。

それで、どういう特例があるかということ、3番目になりますけれども、寄附する人、寄附する側の特例ということで個人の場合、あるいは法人が寄附した場合、あるいは相続というかたちで相続財産を寄附した場合、それぞれ特例があります。

あとは法人自身の特例、税制上の特例ということで、先程ありましたけれども、20%のみなし寄附金制度ということでもあります。

この認定NPOの認定の有効期間は、5年間の有効期間でございます。

次に4ページになります。認定を受けるための要件でございます。5番目(1)から(8)まであります。先程のお話ですと、パブリックサポートテストの部分が一番ハードルが高い。経常収入金額のうち、寄附金がどれだけの割合を占めるか、それが5分の1よりも大きいということが判定の基準になっているということでございます。

6番目になります。これは認定までの流れです。先程もありましたけれども、NPOの事務所所在地の税務署長を経由して国税庁長官に書類が出て行って、そちらのほうで審査をするということ。それは非常に時間がかかるという話もいわれております。

次に5ページになります。次は、NPOバンクの貸金業法上の規制の関係になります。

NPOバンクというのは、先程にも話がありましたので省略します。

2番目、貸金業法の改正ということで、主な改正点を(1)、(2)、(3)というかたちで参入条件の厳格化、過剰貸付の抑制、金利体系の適正化、ヤミ金融対策の強化といったことを主な改正点として改正するというところで、本体の施行というのは平成19年に行われまして、一部というのは平成21年6月にプラスして行われているということでございます。

それで完全施行が22年6月18日ということで、6ページになりますけれども、そこが

日程になっております。

NPO バンクに係る貸金業法上の主な課題ということで3番目になります。貸金登録に必要な純資産の引き上げということ、貸金業取扱主任の配置の義務化、指定信用情報機関の加入・利用の義務化。こここのところは、経費的な負担もかかるというお話でございました。それと役員、貸金業務経験3年以上の者を入れる。

こういったところがNPOにとってみると貸金業上の課題であるということでございます。

以下7ページ以降は、具体的な法律になりますので、あとで参照いただければというふうに思います。

以上、資料6にそってご説明させていただきました。

(井上会長)

ありがとうございました。

今、事務局のほうから、時間の関係もあって掻い摘んで説明していただきました。

ただいまの説明に関して何かご意見等々があればお出しいただきたいと思います。

(河西委員)

今回、特区として提案するのであれば3つのポイントではないかなと思っています。

先程宮田委員がおっしゃったように今回は、認定NPO法人にある程度限定して特区提案をすることというのが戦略的に必要ではないかと考えております。

それを前提として3つのポイント、一つは、先程いったように、こういった認定NPO法人の手続き面に関して今国税庁がやっているものを北海道に権限移譲をしてほしいということが第1点。

そして第2点として、その認定NPO法人を決定する基準に関して北海道に裁量権を与えてほしいという提案。

そして第3点としては、認定NPO法人に関わらず優遇税制措置に関してこれを公益財団法人、公益社団法人と同程度にできないか。これは、非常に難しいかもしれないですけども、この3つの点ぐらいに絞って議論をしたほうがいいと思っています。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

では、次回に審議の本筋は、甚だ申し訳ないのですが繰り越しにさせていただくということでご了解いただきたいと思います。

なお、事務局から今日急いで資料を用意していただいている部分、つまり資料ナンバーの3の2というものがあります。その11ページ以降、275北海道特定活動法人制度の創

設、12 ページ、13 ページ、14 ページにわたって、おなじみの関連法規の整理、そして手法、さらに実現した場合に考えられるメリット・デメリットということで整理してあります。ご一読いただければありがたいと思います。

このあたりのところから次回は議論を進めてまいりたいというふうに思います。

甚だ難しいところもあるかもしれませんが、やはり我われは道民のみなさん方からいただいた提案を一つひとつ吟味するということにこの委員会の使命のひとつはあるというふうに思いますので、事務局、そして委員の先生方ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

(五十嵐副会長)

戻って恐縮なのですが、今各先生たちがおっしゃった認定 NPO を少しターゲットにということについて質問です。

資料 6 の 6 ページ、下のところ、貸金業法の改正が 18 年 12 月 20 日に公布されて、22 年 6 月 18 日までに完全施行になる。一番下のところに付帯決議として見直しを行うべきということが書いてあります。

見直しは、行われているかどうか。

(渡辺地域主権局参事)

今政府でプロジェクトチームか何かをつくって検討しているというのが最近の新聞報道等に出ています。

今日の朝日新聞に NPO 法人を適用除外にするというような議論がなされているというようなことがありました。

(五十嵐副会長)

そういうことであれば、追い風にもなるのであれば、是非これを出してみるのには効果がありますか。

(渡辺地域主権局参事)

ただ 6 月 18 日がリミットなので、結論を出すとしたらそれまでに、おそらく政府のほうでは出すのだろうと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

中途半端な議事の進行で、うまくいきませんで誠に申し訳ありません。

では、最後になりますけれども、次回第 36 回の委員会についてということで事務局からご説明をいただきたいと思います。

(渡辺地域主権局参事)

次回についてでございます。

次回につきましては、今日整理された15件、新たな特区提案が15件、今日のNPOの部分について私どものほうで資料をつくりまして議論をしていただきたいと思います。

先程の15件以外にも事務局のほうでいくつか特区提案として検討しているものもございますので、資料が間に合えばそれについても合わせて次回ご説明させていただきたいと思います。

特に国の義務付け・枠付けの見直し、協議同様に対しても、そういうところにターゲットを絞って検討を考えたいと思います。

日程についてなのですけれども、もう既にメールで調整をさせていただいておまして、まさに調整中ということでございまして、調整ができればそれぞれにご連絡させていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

(井上会長)

ありがとうございます。

これで用意している議題は終わりなのですけれども、先生方のほうから何かご意見はございますか。

(竹田委員)

すみません、時間がないので手短に。今日お話を伺っていて、今日のお話の全部につながる話だと思うのですけれども、どうも結果的に国がこうすればいいのではないかと、こちら側がこうすればいいのではないかと、何かレースになっているところがあるのです。

最終的に国が勝つという、それはそれでかまわないのですけれども。最終的に何かの変化が出てくればいいということであれば、大阪府知事や東京都知事にはあるのですけれども、北海道知事とか、道庁の職員の方はわからないのですけれども、マスコミへの見せ方というのか。

今日だって、手前味噌かもわからないのですけれども、案件も含めてよいものがあるはずなので、それが必要なのか。要するに必要性はこういうものなのだということのアピールも含めて、もう少し政治家の方への見せ方というのも必要ではないかということと、あと戦略的なことも含めて思ったのです。そういうのも、そういう立場の方に意識していただければいいかなという気がします。

(井上会長)

宮田委員どうぞ。

(宮田委員)

いいことをいうなと思って聞いていたのです。

次にやるのは新年度に入って初めてなのでもちろん知事も来てくれると思いますけれどもバッチリ、当然道のために委員のみなさんは集まってがんばっていますし、また5回目の答申に向け、やはり今のお話の通り知事にももっと先頭に立って激しく言ってもらわないとだめではないですかという。でも実際に会うとそのように言える人はあまりいなくて。それはちょっと是非。

先生は、いつもしゃべり方はクールにしゃべるから、もっとせっかくですから、おっしゃる通りだと思います。

是非新聞に出た件は、そんなことはない。こういうことで実は、うちのほうが先を走っているぐらいなのだというようなことをいったり、今回こういうことでもっとやりますと。道民の方ももっとみんな知恵を出していきましょうよというようなことも知事から道民に向けてメッセージを出してほしいということもあると思うのです。

それは是非次のときには、委員もみんな集まって、知事に来ていただくというようなことも含めてお願いしたいと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

よろしいですか。

今途中にも出たのですが、今お2人の委員の先生方から出ましたように、それを私はくつがえすつもりはないわけですが、そういった事柄も含めて戦術や戦略というものを考えていく必要があるのではないか。その戦術や戦略というのは、やはり道州制特区の提案に関してガラス張りで見えるシステム。そして国と向き合って、私は報道されたように、そうではないのだというふうに冒頭にいいましたけれども、ゼロはゼロでいい。しかし国から何を叩かれているのかということをしちんと、白日のもとで後ろから切られるのだったらそれはそれでいいわけで、それはきちんと道民のみなさん方に見ていただいて、自分たちもがんばらなければいけないというようなかたちになっていかないと、実は私たちが進めている道州制というのは、上からの道州制をやっているわけではなくて、道民の方々一人ひとりの力を結集しながら前に進もうとしている。だから進まない部分もあるかもしれないけれども、それが重要なことだという認識のもとに出発しています。

そこで知事が背中に背負って永田町に殴り込むというようにはなっていませんから、言われたこともあるので、是非みなさん方からここで出た意見を大事にしていきたいと思えます。

ただ、私は1点だけ気になったのは、もうすぐ終わります。国からということではなく

て、棚に入れた部分がありましたよね。道州制特区によらなくてもできるもので、今日議題の中で整理して、なぜ道でできるのかというのがあったのだけれども、あれは本棚に入れているだけではなくて、道でできるのだったらできる仕組みというのを各部局でご検討いただかないと片手落ちになってしまうかもしれないと思います。やっておられるかもしれませんが。

そういうことで是非よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

予定を20分強オーバーしてしまいました。本日の会議は、これで終了させていただきたいと思います。

新年度に入りますと、7月の議会に上げるのですよね。7月ぐらいまでにとりまとめないといけないわけです。ということは、かなりスケジュール的にきついです。

是非先生方、スケジュールの調整等々、無理をお願いすることがあるかもしれませんが、これもよろしく願いいたします。

では、この辺で終わります。ご苦労様でした。